

は停止する。そこで研究者としてどうするのか。運動の側からしましたら、研究者のほうこそ考えてくれんかい。それを我々の運動の前に提起せんかいということになる。又、研究者からみたら運動の指導者こそ基本的な問題を出してくれんなら研究の方向が定まらんという理論になる。研究とは運動のおとおいなのか、先を予定することなのかということになるわけです。いつも原田理事長がいさつをするのですが、運動の現実が提起する課題を理論的に整理し、運動の実践に関わって研究活動をすすめていかねばならぬ。

三、「国民的融合論」批判

昨年の基調でも申し上げたんですけれども日共「全解連」国民的融合」の契機になっているのは、思いますが九年前の第一回全国研究集会で基調提案をしたのは北原泰作であります。彼の基調報告こそ今日発展させられて日共全解連の「国民的融合論」としてあらわれておるのであります。この基調提案に対して同盟内部で大きな批判がまきおこりました。その時には今「全解連」に走っておる人達が批判の急先鋒でした。どういふわけか北原理論と日共の人達が野合して「国民的融合論」なるものを展開してきております。しかしながらこの「国民的融合論」に対して我々の側からするとところの反論・キャンペーンが非常にたちあぐれて来ております。部落差別は封建的な残りかすである。そして資本主義社会が増々近代化していけば、いくほど部落差別はなくなる。もし民主連合政府ができるとすれば、部落解放は近いであろう。

育は又都省というふうに総理・大臣は予算の関係で別にいたしましたも関係八省ありますけれども、こういう形で対応しております。中央の中央行政闘争本部というのが本格的に対応しはじめまして、「特別措置法」の強化延長、強化強化というけれどもどう強化するのかという原案から各省のいろんな問題点をあきらかにしておるわけです。それから今月二〇日すぎから政府各省交渉をしていきますけれども、要教書を作っております。非常に行政部門は当面する運動と密接に結びついて、活発にやっていたらたいぶに活動していくのかというのが今日の総会を通じてあきらかにしていただきたいということになります。

四、七七年部落解放研究の課題と方向

次に部落問題研究の理論的な問題でありますけれども、解放同盟から運動方針が出てその運動方針のうらづけをあたえておるといふことはできておりますけれども、もう一つの問題としては理論的な側面でありませう。歴史部会に期待したいわけですが、ここが全解連の「国民的融合論」にかかわる部会でありませう。この基本的な点をはっきりしないと教育にも関係してくる。私の考えでは、「同和」教育、解放教育が最近非常に停滞してきておるのではないかと、にんげん、という本をつくってそれ以後あまり発展していかないのではないかと、質的な発展ができていないのではないかと思ひます。

私は、にんげん、を三年から五年ごとに内容をとりかえていく

という非常におめたい理論が「国民的融合論」の本質でございませう。我々は差別はなくなりつつあるのか、差別がどの様な状態で存在しているのか。今日の資本主義の社会ではたして部落は解放されるであろうか。こういった解放理論の根本的な問題について十分なる研究討論なるものが我々の側について極めて不十分であることを考えるべきであります。日共「全解連」のほうから出されておりますこの「国民的融合論」に対して、我々の側から正しい解放理論を対置しなければならぬ。そのためにはこれ迄の我々の解放理論についても、もう一度反省検討しなければならぬ。そして今日の情勢に於ての新しい解放理論を対置していかなければならぬ。こういう時期に来ているのではないかと。そういういみでは本研究集會がこれの第一歩をふみしめる。というふうに報告しているわけでありませう。

うちの研究所の分野は幅ひろくなっており体制としては京都の部落問題研究所をうまわるだけのネットをはっておるわけでありませう。二一からの部会がありネットとしては必要なものは一応はいつております。しかし、これが本格的に開店され研究されていなくというのが問題なんですけれども、体制としてはつくりあげてきたと思ひます。最近、「特別措置法」との関係で、行政関係のところは良くうごいてまいりました。例えば行財政、環境といつところですか。これはまああちよつど政府の各省の自治省、建設省とあわせて、行財政は自治省、環境は建設省、人権は法務省、労働は労働省、企業は通産省、農業は農林省、生活は厚生省、教育は文部省というふうに総理・大臣は予算の関係で別にいたしましたも関係八省ありますけれども、こういう形で対応しております。中央の中央行政闘争本部というのが本格的に対応しはじめまして、「特別措置法」の強化延長、強化強化というけれどもどう強化するのかという原案から各省のいろんな問題点をあきらかにしておるわけです。それから今月二〇日すぎから政府各省交渉をしていきますけれども、要教書を作っております。非常に行政部門は当面する運動と密接に結びついて、活発にやっていたらたいぶに活動していくのかというのが今日の総会を通じてあきらかにしていただきたいということになります。

そこで研究部長という責任もあつた、我々のいままでの立場を考えなければならぬのではないかと、このことで論文を書いたんです。藤谷俊雄批判、馬原鉄男批判、神利夫批判、北原泰作批判の当面四人の批判をしなければならぬということを書きました。これを通して互いに点検・検討をしなければならぬと思ひます。

そこで基調のところでも提起したんですけれども、解放理論というのは、部落問題は封建遺制であるのかないのかが大問題なんです。それで皆「封建遺制とちがう」といういいかたをしてきていると思ひます。「単なる封建遺制ではない」といういいかたです。単なるといういいかた。この様ないいかたは私は封建遺制論の土俵にのつた言い方だと思ひます。お互に封建遺制論の中で論議をしていると私はそう思ひます。結局、それでいくと全解連、「国民的融合論」には絶対に勝てない。どう反論するかという、差別は残っているといいますが残っている場合、封建遺制論の形で差別が残っていると、我々は新講座派理論の見解になるわけです。また天皇制があるのではないかと、また寄生地主制

が残っているのではないかと、封建遺制が、まだまだ残っているということ以外に反論できない。そしたら特に杉之原の様に現実を調査しておる中ではしだいに追いつかれてくる。これでは頭うちです。

我々は頭を切り変えねばならない。部落問題は明治四年の解放令で一応終つておる、身分的差別は明治四年の解放令で終つておる。むしろ明治以降うまれておる。日露戦争以降帝國主義になっているでしょう。帝國主義と差別、日本帝國主義に於るところの差別、日帝と差別というテーゼを出さなければならぬ。歴史の起源と差別の形態ということに対しては封建社会の身分的側面をもつておる。でも中味とか全部調べてみたらすべて、資本主義・帝國主義の差別政策の一形態として出されておる。その視点から見てもいかなければならない。その点からみれば帝國主義では絶対に部落は解放できない。封建遺制論からいけば資本主義でも部落は解放できる。部落解放は民主主義的な課題であるという議論になる。だから全解連の理論とどうちがうんだという議論になって我々は動揺する。こちらの考え方は視点的には大きな問題で何も私が始めてではなくて今までの議論を一度整理してみただけで、こちらへんで整理していく必要があるのではないかと思うわけです。

そこで私は全研一〇年というこの記念すべき時にあたって、又部落解放運動も三大闘争をかかげ、一つの正念場に来ているときにおいてこれまでの経過を総括し、問題がどこにあるかを整理して、互に考えて行こうではないかと思う。この協同の作業に於て

判されるのは我々の側に弱さがあるからだ。私はこれ迄出されてきた三つの命題等に於ても不十分さはまぬがれないと思う。日共全解連のように朝田さんの理論全てを否定して朝田理論の総決算、「国民的融合論」とするのではなくて、これ迄の解放理論の整理と欠陥を補いつつこれを発展させていくこと。この様な視点でやっていたいかなばならぬ時期に来ているのではないかと思うわけでありましてこの際、研究所もそのような視点で研究をがんばっていきたいと思います。

三、特別報告

中央人権対策部事務局次長 山 中 多美男

一、闘いの中で判明してきたこと

「部落地名総鑑」についてはみなさん御存知だと思えますが、一昨年の一二日に第一の「地名総鑑」が我々によって発見された。匿名による手紙がありましてそれに基づいて我々の手によって赤い表紙の「地名総鑑」が発見されました。これは坪田という男が作成したものであります。これに対して糾弾闘争を起こしてから丸一年半の間に、これが大きな問題になってから「特殊部落リスト」「全国部落リスト」だとか色々名前がありますが次から次へと出てきた。現在では一八〇社くらいですが、第三までで一四〇社くらい、第四の「地名総鑑」の大阪のぶんをいれると多

まず明確にしておかなければならない点は自己の立脚する思想的・理論的立場をいまいにするのではない。どんだん我々の議論をおく歯に物をささむのではなくて積極的に論議していくことが必要ではないか。部落解放運動は部落差別反対の、人権擁護の統一戦線である。いろいろな階級をまきこむ大衆運動として発展してきた。しかしそのために理論のあいまいさと解釈の多様性を残す結果となった。階級的な視点が必要となった。部落問題の入門はあつても、おくゆきはない。一般的にいって意見がちがうと分裂する傾向がある。そうでなくて論争に於ては相手の良いところをとって悪いところを批判していかなばならない。逆に仲間内ではたとえまちがっていてもなまなめ式でやっている。学問研究に於ては客観的真理が基準だから、互にそれを求めていくべきであると思う。政治的には党派的对立と、真理よりは党派の利益が優先されるところから学問や研究がゆがめられるという態度がうまれるということであつてはならぬと思う。榊利夫の「国民的融合論」の展開、これはむこうの典型ですけれども、「国民的融合論」にそつて同和教育では小林栄三が出してきている。従来の小川太郎さんの言っていたものと大部かわつてきている。部落問題研究所では藤谷が意見をかえ、歴史では馬原が「国民的融合論」にそつて出してきている。戦術がかわつたらみんなかわつてきている。当面これに対して徹底的に研究していく必要がある。融合論への反論を展開していく事を通じて我々の今迄つみあげてきた理論の不十分なところを克服しなければならぬ。むこうから批

数になつてきている。購入企業はいわゆる株式市場にでてる一部上場とかいう大企業がほとんどである。第一の「地名総鑑」については作成したのは坪田だとわかっているんですけども、あとは名前がわかつていますが本人が行くえ不明だとか、あるいは死亡しているとか作成者がわかつておりません。現在のところ第六まで「地名総鑑」が出ております。第五というのが歴史的にいえば一番古いのではないか、ひよつとすると戦前ではないかと思えます。第一の「地名総鑑」のほうが新しく昭和四四年ごろで第二、第三はそれよりも古いのではないかと思えます。第六についてはどの様な内容かといえますとあまり変わりはない。ただチラシが極めて悪質である。それは第一から第五までは発覚する以前に売られていた。しかし第六は、第一の「地名総鑑」が発覚した後チラシが作られていた。しかも売り方が第一、第二、第三の場合にふりこみ用紙をつかつており銀行であしがついたが、こんどは一切現金で、小包でおくる。又、直接本人にあつてわたしている。実はうちの木津執行委員もやつたが嚴重にチェックがされてあり手にいれることはできませんでしたがしかし法務局サイドでは現物を手入している様であります。更に一部では「仁丹」が買っているんじゃないかという情報もありかなりの範囲に渡りしかも大学・病院にも渡っているということが判明している。

更に判明してきたことは坪田のいわく「世の中のたて前と本音とは違つている。」といつています彼の私たち、軍隊内の生活、興信所の仕事をやっていたときから、「ほとんど身元調べと

か調査依頼というものは特に結婚の場合九九％は部落出身であるかどうか調べてくれということである。」と言っています。又「企業に於ては身元調べをしないといっているがそれはウソです。大企業では四〇五、金融関係では六〇七社の興信所をもっておりチケット制でやっております、調べてきたものをあつめて総合すると一致する部分と一致しないものがあるが、一致しないものは、もう一回調べてみると最後には一致する。」「私は二〇〇回本籍地をかえている人をあらったことがありますがつきとめた。」などといっている。この様に人事面についても注意しなければならぬ。採用のときうまくパスしても登用の時に、一年前から調査をするということです。

二、この事件の本質

この事件の本質をとらえてみる場合、坪田の作成動機あるいは企業の購入動機の中に端的にあらわれている。作成する動機は明らかにつくったらもうかるといことです。特に第一の「地名総鑑」が売られ出してきたあのころというのはあのころ売ったらもうかるといこと、部落に対する差別意識、企業の防衛、まさに、企業の求める、企業にあわせた形でつくられている。そして企業もまた自分達の企業の防衛のために特に採用、労務管理のためのチェックをするために売られている。これらが部落に対する社会意識としての差別観念を利用した形でこういったものがつくられておるととらえています。

の差別キャンペーンをうけており、「地名総鑑」を大きく売り出す要案になっていた。それから政府の部落問題に対する姿勢ですね。昭和四〇年に「答申」が出て「答申」には人権対策についてはっきりとかなり具体的に書いてあるわけです。例えば差別をとりしめる法の必要性を語るとかあるいは人権擁護機関の充実とかあげているわけですが全く手をつけていない。その当時全国に法務局が五〇ある。五〇の法務局に人権擁護にたずさわる職員がわずか二〇〇人しかいない。ところが今も二〇〇人くらいであり一二年間かけて、人権擁護機関に働く人が全々ふえてない。この様なことも言えると思います。更には全国における人権擁護委員の多くはかたがきだけであり、しかも年令をとっている人も多くおり、これも我々は問題だと思っている。それからこの様な人達の学習なり「答申」がくばられていない。やっと大阪だけ法務局から委員にくばれるようになった。又、年間活動費が一万一千円にすぎないといった現状、定数にみえない委員数の現状がある。この様な形で極めて人権擁護に対する国の施策が弱い。それからもう一つは労働行政に於ても、就職後におけるところの不当な行為がいわゆる不当労働行為については取りしめる罰則はあるがしかし、就職時に於る不当な採用業務については部落民だからおことわりといつても罰則は無いのである。ただ社会的に非難され、糾弾を受けるだけであつて法的処置は何んらこうせられていない。そういう点で実はILO一一一号条約というのがあるんですが（このILO一一一号条約というのは雇用に於けるところの差別を禁止

三、生み出した背景

次に「部落地名総鑑」を生み出した背景を我々は第一に大阪を中心に近畿で統一応募書類がつけられたしてきた。社用紙というのが企業から就職のとき各個に書かせるわけですけども、その時に親の収入から財産から両親の学歴から皆な書かせるものでありましたが、これは部落差別であるということで労基局と交渉して徐々にかえさせていく。本人の人物で能力で採用すべきであるということでも社用紙を統一応募用紙に変えさせていった。かえさせていく中でだんだんと面接においても、応募書類についてもきびしくチェックをいられる様になってきた。それから戸籍の自由閲覧禁止をここ数年前からやかましく言われ昨年から禁止されている。この状況の中で、大企業は作成者坪田らが察知して売りにつけておつた。採用時に於る面接、身元調べを多く中小企業は違反しておりますが大企業は遵守しておつた。ところが大企業は「地名総鑑」を購入しておつた。時期的にみても、「地名総鑑」が購入された時期と、戸籍閲覧禁止の要求のりもあり、企業や、経営者団体へ労働行政の指導監督などがからみあつて大企業が購入している。それからもう一つは不況・人減らし、合理化の嵐が吹きあれる時に部落差別を利用して労働組合を分裂させる。又首切りに一定の役わりをはたしている。同時に社会意識を最大限に利用したところの日共の差別キャンペーンであります。坪田に対する確認会で、作成するにあつて日共の差別キャンペーンをうけているとはっきり言っている。八鹿高校の件についても日共

した法令なんです（この条約を日本が批准しておらない。日本の労働運動はこのところをわすれておる。日本の労働組合は採用された者のみの労働組合になっており採用される以前の労働者の権利がどうなのかといことは全く考えない。そこに弱さがある。まさにこうした政府の差別行政こそが今回の差別事件の発生を許した元凶なのである。

この不況の人減らしという中でこの差別事件が生じてきている。我々は部落差別の社会的存在意義というのは部落だけに適応された概念規定ではないと考える。従来日本の被差別者に適応される概念規定だと思ふ。まさに日本の労働市場の底辺を支えているのは部落民であり、在日朝鮮人であり、障害者であり女性であった。今回のように不況の嵐が吹きあれてくると首切の順序も被差別者から切られていく。これは御存知のように、昨年春闘の中で日経連が出した「解雇留意文書」によると、首を切っていくときには障害者、中高年労働者、婦人、在日朝鮮人から切っていくと書いてある。まさにこれは、部落民のみならず日本の被差別者全体の課題であるということを訴えていかねばならないと思ふ。

四、残された課題

次に残された課題といつところにふれていきたいと思ひます。特に一つは日共の差別キャンペーンは、この差別事件をひきおこすことに手を貸しただけでなく、皮肉にも「差別はなくなつてきている」といふ彼らの理論を完全に破産させる内容でもあ

る。更に一昨年ですが、厚生省が出しました「差別事件が最近増加してきている」という報告をみますと、又昨年の報告を見ましても増えているという報告があり、日共のように差別はなくなりつつあるのではなくて、政府の報告すら差別事件がふえていることを認めており、我々は最近差別がなくなりつつあるのではなくて巧妙になってきていると考える。実は、昨日私どもの地区で教育共闘会議の教師に聞いたんですが「このごろ面接でほとんど違反していますよ、ただ生徒が十分口をわららない。あまり学校にいらして先生にしゃべると企業に口止めされてくる。」ということなんです。私は生徒が面接するとき教師もついていって企業につまらんことはないわせないということも必要ではないかと思っております。それからもう一つ思うのは日本のマスコミに対して働きかける必要がある。部落問題等になるとあまりのっていない。中央糾弾集会に参加したアメリカのある記者は、「もしもアメリカでこうしたことが露呈したならば各紙一面のトップに大きくとりあげるだろうに、日本ではどうしてとりあげないのかわからない。」と述べている。日本のマスコミ自身、人権問題をとりあげることが弱い。更には差別に対する法的規制も考えなければならぬ。法的規制があればもう少し人権意識が高まるのではないかと考えます。これは「答申」にも、法的規制がないゆえ人権意識が希薄であると指摘してありますし「特別措置法」強化延長の中にこうした問題は強く訴えられなければならないのではないかと思えます。それから政府関係機関が、本格的な体制を組み、「部落地名

間がかかる。

これからもがんばっていきたいと思いますので、協力をよろしくおねがいします。

四、各分科会報告

一、第一分科会（行政・経済・生活）

まず最初に各部門の総括と今後の方向とその体制づくりについての報告があり、それをもとに二時間半ほど討論をしました。要点をしぼって述べていきます。行政部門では、特に今日提起されている三大闘争をどう具体的にすすめるか、たとえば「特別措置法」の闘いをどう強化延長するのか、さまざまな実態調査をどう成功させるのか、また要求白書づくりを通して、どう中央交渉にのぞむか、という問題とかわかって、運動と密接に結びついた部門となっているわけです。しかし、討議の中でだされる意見によると、部会活動も十分定着していない。また、そういう研究員を再編、強化といった体制になっていないという意見がだされました。まず行政の関係ですが、特に強化延長に関する論議と、さらには、政府行政交渉に対する闘い方の内容の変化、たとえば、各省別、各課題別、各府県連別の交渉が展開されるという、これまでの闘争に大きな変化をもたらす。そのためにも、具体的には要求書づくりをすすめる事によって、一つの大きな柱にする。さら

総鑑」「部落リスト」差別事件の徹底糾明を行い、その全貌を明らかにさせること。又購入企業ならびに関係経営団体が根本的な反省を行い、社会的責任を果すことであります。これは大阪では第四の「地名総鑑」の糾弾会を七月一八日に行いまして、第一から第三の「地名総鑑」購入企業につきましては網の目行動で点検活動を通じてより強めていきたいと思えます。それから政府が、こうした悪質な行為に対する法的規制を行うこと。政府が人権擁護に関わる予算を大幅に増額し体制を抜本的に強化すること。それから就職差別を禁止するILO（国際労働条約）第一一一号を即時批准させ就職差別を禁止するとともに雇用の促進をはかる労働法制定を政府に迫っていく。又、政府が今回この様な差別事件を防止しえなかった「特別措置法」を総括し、根本的な強化延長を計らせていく。政府に憲法を完全に遵守させ、国際人権規約批准の闘いと結合させていく。同時に「地名総鑑」購入企業の労働組合には同盟系が多いのですけれども「地名総鑑」糾弾連絡会議にも結集し、国際人権規約批准の連絡会議にも参加しておりますので国民的な闘いを組んでいきたい。同盟の各単産での部落問題の学習会をもっていきたい。最近では象印が機関紙に部落問題も積極的にとりくんでいる。こうした部分と連携を深めて労働組合の課題にひろめていく必要があるのではないかと思えます。

「地名総鑑」糾弾闘争は手はじめてである。企業から反省文をとっただけである。どうこの反省文を具体化するのか、購入企業の労働組合がどう部落問題をとりくんでいくのかを考えるとかなり時には実態調査をもって、客観的な事実の裏づけをして国に要求をする。こうした事が日々の闘いと結びついて、すすめられなければならないことが確認されています。それから経済部門ですが、労働、農漁業については、たぐさんの問題がだされています。とりわけ、労働については部落の労働実態というものをいろいろな段階で、例えば四六年の調査にいくつかできていますが、その中に明らかになっていますように、不就業というものをどう定義づけるか、すなわち失業者をどう定義づけるのか明らかでない。一般的に失業者の定義づけがされているので、特に部落が対象からはずれるという問題がだされている、その中で、労働部会では、雇用促進法と密接な関連をもつ就労の定義をし、正しく位置づける中で国に対する闘いをすすめる必要がある事がだされています。また部落産業育成の問題ですが、部落産業はだいたい衰退傾向をたどっている。その中で、一つは、これ以上上げられないという歯止めをする。一方、意識としては経営者であるが、実態としてプロレタリア化している状態の中で、単に新しい産業の育成（新規産業の導入）ではなく、労働者化する者の就職雇用の促進という観点でもって新しく再編するという、まさに企業対策部と労働対策部と、更には農漁業対策部と、こうしたものの関係が密接になるといえる事がだされています。

農林漁業に関しても同様でありまして、部落の場合、農業をやっている者の多くは土地をもたない、小作であるけれど、それを手離していたので、農地改革の際ほとんど恩恵をうけないという

実態でありますから、今日の段階—政府の農政の失敗という状況の中で、部落の農業はさらに打撃をうけている。それに對し、一つは共同作業場方式、養漁、養鱈といわれる養殖、促成栽培に活路をみいだせる部分と、もう一つは、労働者として新しく再編されるというような形も考えられるべきだろう。単に、今の農業の衰退傾向に歯止めをかけるというだけでなしに、大胆な方向提起を我々の側からも考えておかねばならない。そういう目的意識的な討論を深めねばならないだろうという意見がだされておりました。

企業対策の関係では、先ほどの部落産業との関係で、部落内の中小企業に對する手だてをどうするかという事も論議になり、特に最賃制の闘いは、大阪で画期的な運動の盛り上がりがありました。八万円の最低賃金という要求に對し、部落内の中小企業のほとんどがそれに違反をしている実態があり、運動は二つの面をかかえて、お互いに矛盾をおこしてあり、この矛盾をどう統一して、手だてを加えていくかなどについても論議がおよび、それが、今後の部会の重要な課題になるだろうという意見もだされた。

それから、生活部門であります。特に老人対策が大きな焦点となります。日の出の老人層、二〇〇人ほどの調査の中で明らかになったのは、多くの老人のほとんどが、共済年金、厚生年金等をかけていない。二〇〇人のうち二人しか年金をかけていないという現実で、残るほとんどが国民年金という状態で、生活保護で

していきける機能をもちたいというのが参加者全体の意見であったと考えます。

二、第二分科会（人権・社会教育・運動）

まず、各部門の活動状況なり、今後の課題の報告をうけました。法律部会は弁護士を中心に構成していますが、この部会については、一つは「特別措置法」の法案づくりに協力していてもらおうでないか、また解放同盟のかかえている裁判闘争がありますが、これは糾弾と窓口一本化という問題がおおむねテーマになっていますが、その理論的裏づけをしていくという問題、さらには、狭山の最高裁の闘いが大詰めをむかえていますので、その論議をしていく事がだされたと思います。人権部会については、未だ体制ができあがっていません。現在、人権擁護委員会のメンバーと解放同盟の人権担当のメンバー、それに行政関係に差別事件を主にとりあつかっている専門的な人がいますので、それと学者を加えて構成したいと思えます。この部会では、一つは「地名総監」の問題です。昨日、山中さんから特別報告がありましたけれど、やはり、これをもっと研究しておこうという事と、日本には人権擁護体制が非常に弱いという問題提起がありましたけれど、特に人権擁護法というのをつくらせていく事、人権擁護庁という強力な体制をつくらせていくという事で、そういう研究をやっていきたい。最近、国際人権規約といった事がある程度取りあげてこられました。中味の具体的研究は非常におくれていますので、国際人権規約を一つのテーマにして研究していきたいとい

生活をするというのが部落で定着してしまっている。基本的に、老人の問題というのは差別的集約として明確に位置づけて、「同和」対策としてどう裏つけていくかという点が考えられなければならぬだろうという事で論議になりました。特に日本の社会制度の貧困の中で、制度の中に「同和」対策を明確に組み込むことが、今日の段階での闘いのかねめになっていくのでないかという事が論議になりました。特に、ほとんどが生活保護をうけるという中から、いわゆる生活保護的な対策でなしに、老人年金というものに改めていく事で、権利意識として位置づけ、中味を変え、生活に對する裏うちを計るという方向もだされています。それから医療の問題ですが、この問題に関連して、健康管理が大きな問題となっている事がだされました。特に、部落の生活習慣と健康管理との結びつきについて、今日の「同和」対策のこの部分に對する水準が大変低いという事を明らかにされながら、具体的には運用上の手だて、配慮にとどまっている。制度上で「同和」対策としてのそれを明確に位置づけることをすすめるべきだという事が論議されました。最後に、各関係からも、研究所の役割は様々な運動提起の中で大へん重要な役割をになっている。けれども、部会活動は必ずしも定期的に開かれていないばかりか、学者、研究者の結集もたいへん弱い状況である。その中で、財政の強化が不可欠である事が大きな論議になりました。そうした事を一つの基盤にしなから、今まで論じてきた点を目的意識的にすすめる中で活動を活発にし、運動に明確な方向づけ、新しい課題を提起

う報告がありました。

次に、社会教育部門は三つの部会からなりたっています。一つは社会啓発というのがテーマになっています。この部会では、一つはいろいろな形で各地方の具体的な取りくみの実例を研究していく事、二つ目には、やはり社会啓発をおこなっていく指導者養成、いろいろな社会教育を担当している職員であるとかの専門家が出てきていますが、そういう人を養成するというのが非常におこなわれているので、(一)指導者養成、(二)社会教育をやっていくうえでの有効な形態の研究、(三)テキストの研究という事がテーマでやられている。解放会館について、現在非常に問題になっているのは、隣保館から解放会館になっていった時には、その職員は、その解放会館のもつ使命というものをある程度運動をつうじて知っていた。しかし最近できあがった解放会館の職員というのは、事務的にながれる傾向がある。本来の使命を忘れている状態がある。そういう解放会館における職員のあり方の問題、あるいは、解放会館と同時に、青少年会館、老人会館等ができてきて、いたい解放会館は何をする所なのかという問題もできてきており、この問題を整理する事、また解放会館のもっている任務として、周辺地域に對する啓発活動が加わっていると思えますが、そういった点をどうするかの問題、解放会館の取りくむ行事は様々なありますが、それを単なる行事に終らせるのではなく、解放運動が今日、中心的なテーマにしてきている雇用促進をすすめていく事と解放会館のなっている社会教育の取りくみと結びつけていく事、そ

ういう方向へ取りくみたいという報告がなされました。それから、マスコミ部門というのがありますが、これは、どうしても構成しているメンバーが一線まで活躍している記者である点で、どうしても、日常的な取りくみは無理なのですが、とりくまれている報告がありました。

運動部門ですが、昨日は、共闘部会からの報告がありました。一つは、部落解放同盟が取り組んでいる三大闘争の課題を、労働組合の関連の活動家に知ってもらおう事をねらいとし、単に解放運動の闘っている課題を労働運動にもち込むだけでなく、労働運動と解放運動が具体的に結びつく課題、私学訴訟の闘い、最賃とか、結合する課題をもっとどう闘っていくのかを論議したいという提起がありました。さらには、職場にできていく部落解放研究会あるいは同対審共闘、部落解放中央共闘という共闘組織、あるいは組合が独自に取りくみをはじめている所がありますので、そういう取り組みの裏づけをやりたいという報告がありました。

次いで討論にうつり、「地名総鑑」を論議したのですが、論議の中では、実際にはねたみ差別の問題が中心になりました。熊本県連から二人の方が参加されていましたので、熊本県連のかかえている差別事件について報告してもらいました。熊本には七〇近い部落があり、そのうち支部は二八ぐらいである。やはり、解放運動の中で農機具、基盤整備といったものが比較的すすんできた。また奨学資金も獲得し進学率も高まってきた。こういう状態

界がある。どうしても、運動の立場から積極的に述べていく必要があるという事で、部落解放運動の側からは、どう広げていくのか、大阪においては、命とくらしを守る会という形で組んでいき、私学訴訟の闘いとして、解放運動の成果を周辺地域へ広げていった作業があるのですが、やはり、こういう作業の中でしか、説得しきれないという問題があるのでないか。もう一つは、労働組合としても、もっと解放運動が提起している教育の無償という問題をうけとめるべきでないかという問題提起がありました。

次に、労働組合のほうの論議にうつったわけですけれど、その前に大阪市の関係の方も来られていたので、行政の行う社会啓発というのを一度整理してみればどうだろうという問題提起をうけた。行政が行う社会啓発という場合プラスもあれば限界の面もあるわけです。一つは、プラスの面として有力なのは、大阪に実態調査をやりましたが、一年に市町村が使っている部落問題の啓発の費用が一億七千万円ほどいるわけです。これを、行政がやる時、金と職員がいるわけです。もっと金と人を有効に使おうとする必要があるのではないか。行政は半ば公的なものですから、保守的な人に対する影響力をもつ事ができる。この面を計算にいられて、我々は、もっと行政の啓発に注目すべきである。ところが、現在の行政がおこなっている社会啓発は、何々してはならないという義務的なもので、法律があるから守らなければならぬという事になっている。あるいは、公報をつくってまくが、まきっぱなしになっている。それが、堺市で公報に「地名総鑑」をのせると、

の中で、ねたみ差別、取りすぎだという声が非常に強くできてくる。けれど実際耕地面積等を比べると、一般地区の半分しかないことがあるし、結婚をとっても周辺との結婚はないという現状はあるのですが、今、もっとも強い問題はねたみ差別だという報告がでてくる。熊本県の場合は、町長を先頭に各種団体をまき込んだ部落問題を取り組む組織ができていくわけですが、年一回、村単位に座談会をやって出てくる意見はまた「同和」の事かという状態があるという報告がなされた。これに対し、山中さんの方から、ねたみ差別について一定の整理をしなければならぬという事で、従来、「同和」対策をする時、我々は、ともすれば、部落は一般よりおかれているという説明であった。しかし、今日、こういう説明では説得しきれない状態が生まれてきているのではないか。特に環境改善という面で見ればそういう事が起ってきている。今後「同和」対策を説明するのに重要なのは、部落が一般よりおかれているという点だけでなく、「同和」対策事業としてやられている事が、本来行政としてあるべき姿ではないか。本来なら、教育の無償であるとか、健康で文化的な生活をするという事が認められるべきであるけれど、それが、実際になされていまい、そこを「同和」対策という形で実現しているという先駆的役割をもっと打ちだしていく必要があるのではないか、これは教科書の無償化の闘いに端的にあらわれている。我々は、こういった観点で今後「同和」対策というものの説明をしていく必要があるだろう。そうした場合、どうしても行政から説明していくのには限

「地名総鑑」が売っているなら買いたいという話がおこってくる。こういう点を考えるとあり方を考えねばならない。そこで一つは、たてまえ的にくならんという形では非常に弱いのであって、具体的、生々々しい問題をタイムリーに書いていく必要がある。もう一つは、まきっぱなしではなく、各種団体の関係者オルグ団として、公報をおろす場合でもその人々に説明して、強調する点等々を示して、各種団体の関係者をオルグ団に育てていく必要があるだろう。できれば、豊中市がやっているように人権教育推進委員を設置する。これは、人権擁護委員だけでなく、それ以外の各種団体の人々も含めて人権教育推進委員というものを任命して、人権を守っていく活動家集団をつくっていく。こういう人をつうじてまくべきではないだろうか。それから、可能なものは、東京都政の場合には、率直に財政の危機を訴え、これを克服するためには中央から資金をとらねばならないと大胆に広報にのせるわけです。革新都政では率直に現在の危機を訴える事ですね。しかし、限界があるので、こいつった点からいうと、やはり、部落問題を全体のものにしていく力は、労働組合である。しかし、これまでの労働組合の大きな欠陥というのは、労働組合が闘っている課題の中に部落解放運動が提起してきたような問題を十分に組みきれないわけです。例えば、教育闘争、住宅闘争等々の課題を労働組合としてどうして取りあげないのか、解放運動が闘ってきた実績、意義が組合の活動家の中で理解されるのではないか。ところが、従来の組合の要求は賃金、あるいは労働条件の

改善にとどまっていって、教育無償化の問題とか、社会的保障を同じような力量でもって闘いきれていないのではないかとこの事が問題提起としてされたと思えます。特に、教育の無償については山中さんも非常に強調されておりましたが、やはり、労働組合としても経営者団体に申し入れて、経営者団体としても、高等学校の教育も無償にすべきだという形に追い込んで、その力で政府に対してつきつけていく。単に行政に対してだけでなく、自らの経営者に対してもこの問題を投げかけて、教育の無償を実現していく闘いを組む方向でやる必要があるのではないかとこの問題提起がなされた。

三、第三分科会(教育)

内容としては、(一)新学習指導要領をどう見るかの問題。(二)高校の問題、(三)文部省交渉と三つの柱をもって論議しました。まず、新学習要領については、鈴木先生のほうから報告をうけたのですが、いわゆる「ゆとりのある学校」という事で一面よいのでないかというように言われているが、これを解放教育の側からどう位置づけるのかという問題提起がありました。一つは、今度の学習指導要領の決定拘束性の問題で、一定の学校の自主性を認めるかのような職務にふくまれているという事ですが、実際には、今まで低学力、又はあれるという現状の基

本的な原因であるいわゆる法定拘束性の問題がなんら文部省の側で自己批判されていない。また、大きな所は学習指導要領の、たとえば順番を変えてもよいといった事が自主性の内容であり、基

べる教育内容を基本的には考えていないのではないかとこの指摘がありました。更には、四点目に、この指導要領に対する闘いをどうすすめていくのか、自主編成という事は、単に個々の先生がとりむという事でなく、運動や組織に媒介されながら、そのものをつくり変えていく必要があるという提起があったわけです。討論に際しましては、最初に子供会と新指導要領の関係で問題提起がありました。すでに昭和三三年ぐらいから、子供会が2/3ぐらい組織され、七〇年代前後になると、臣民とか日ノ丸といったものが子供会をおして教えられるという状態があり、今回の新指導要領の内容は、すでに子供会のレベルではいっているのではないか。それをどのように新指導要領の反対の闘いと結合して闘っていけばよいのかという問題提起がありました。さらに、理科の問題も今回の新指導要領の特徴ですが、まず理科では、自然を認識するという事がなければならぬのですが、新指導要領では、それが抜けまして自然を愛するとなつて、自然科学を愛する教育であるという特徴をもっているわけです。反科学主義があるという事です。更には、民族主義の問題が非常に大きいのではないかとこの事が指摘されました。また基本的視点はそれでよいのだが、我々は、戦後同和教育運動がつみあげてきた教育内容というものを、この新指導要領に對置して、これを克服していく闘いを組まねば結局後退をしいられるだけである。という指摘もありました。その中で今後、教育の各部会で新指導要領を具体的に批判するとともに、今まで積み上げてきた成果を総括していく必要

本的には法定拘束性という事でなんら変らないという事です。二つ目には、道徳教育、特に社会科に典型的に現われている国家主義と民族主義の強調、君が代を国歌としていた、そして、公民という事を非常に強調し、今日、独占資本主義の危機のもとで、様々な矛盾がおこってきている中で、徳行、お説教でのりきろう、矛盾そのものに目を向けさせないという教育制度がでてきている。全般的に言っても民族主義が強調されているが、教育内容にも表われてきたという事が指摘されている。更に、ゆとりのある教育という事で、世間では一面よいという判断があるわけですが、これについて鈴木先生のほうから、いわゆるつめこみ主義の原理は何であったのかという事をもつ一度考え直す必要があるのではないかとこの提起がありました。教育の現代化運動—科学の内容を整理し、わかりやすく教えていくという原理があったのですが、日本の教育の現代化というのは、真の意味での精選というのがやられないまま、暗記主義の教育内容のままで、今回も、量を減らしたのみで、精選されていないので、子供たちの負担は減らない。結果として、昭和三年の指導要領にもどった。一九世紀、二〇世紀の科学の成果に対し逆もどりをしてしようとしているのがあるのでないか、ゆとりのある教育という事で量を減らして、質のうすべらい教育を結局は指向している。その結果、熟がはやるという事が生じるのではないかとこの発言をされた。ゆとりのある教育というのと、一面ある程度評価していく傾向もあります。が、実際は誤りでないか。本当の意味で子供たちが生き生きと学

がある。大阪だけで言いますが、小学校の算数、国語、社会で体系的な教育内容というものが準備されています。学力の問題においてもかなり成果をあげています。さらに、その成果を総括していく必要がある。そのあたりを今後教育部会でも総括していくという事で、新指導要領については終えていった。高校教育の問題ですが、高校部会で十分な討議がなされていませんが、その中で、当面、先ほどの指導要領に對照して高校の新指導要領もでってくるわけですが、これとの関連について、また、兵庫、大阪において学力別編成という事が問題になっていますが、この中で、高校教育をどう考えていけばよいか論議しようという事になりました。一つは、高校の義務化について、その内容を明確にしなから、現実的に議論すべきではないか。残念ながら日教組も文部省もこういう観点に立っていない。こういう中で、義務化の概念も含めて明確にしていこう。また、高校教育の小学区制をはっきりと打ちだしていくべきではないかという事が指摘されました。さらに三点目に、我々解放運動の側から高校教育とはどういうものかという事をもつとはっきりさせていく必要があるのではないか。いわゆる公立の普通科がよい高校で職業科がそうでないという事になっていく面が実践的にあるわけです。現実の高校像は決して満足できるものではないが、それにかわる高校像がまだ打ちだされていない事が指摘されました。更に現在の指導要領、高校改革の資本の側の動きですが、これまで、職業科の多様化という形ですすめられてきましたが、今度の指導要領では、普通科の多様化

という事をうちだしてくるだろう。内容をうすめて高校教育をやりながら、也方では、飛び級というものを打ちだして、能力のある者は三年間やらなくてよろしい、別に事をやればよいという事になっていくだろう。討議の中では、広島の前田先生の報告が非常に説得力があり、本質的な問題提起をされたような感じをうけた。報告は、先生の職業高校といわれる学校で、赴任されてからの活動を簡単に述べてもらったのですが、その中で、学力が低い、あれるという現状の根底に、学校不信というのが非常に強い、教師と生徒の人間関係がきれてしまっている事があるのでないか。先生の報告では、人間的にしっかりと教育を小中学校でやって高校へ送ってほしいという事が言われた。その対応の中で高校教育をどう再建していくのかと言った時に、広島などで地域進出という事が言われてきましたが、高校生と教師との具体的な生活を一つの軸として再建の方向を具体的に報告していただきました。それから、村田先生のほうからも高校教育を再建していく場合に、子供の生活をどうとらえなおすのか、学習意欲をどうつくりしていくのか、同和教育の経験の中から考えていくべきではないか。特に高校部会において低学力の克服を大きなスローガンにあげているのですが、今言った生活指導の問題、生徒と教師の関係をぜひ明らかにすべきでないかという点を強調して、さらに論議を進展させ高校生の現実に立って教育を考えていくべきでないかという事を確認した。それから、文部省交渉について、二八・二九日に開くのですが、それについて簡単なうちあわせで終りました。

はいりました。一点は部落史、部落の伝統の中で女性の姿をもっと明らかにする。女のはたした役割をもっと積極的に明らかにしていく必要があるという提起がありました。二つ目は、昨日の討論で主な柱になったのですが、これまでの部落史のあり方について根本的な批判が提起されている。ややもすれば部落民がしいたげられ、差別され、つらい生活を送ってきたという側面が一面的に強調されてきたのではなからうか。仕事の面で言いますが、死牛馬のとりあつかい等、事実そういう仕事をしていたわけですが、一面的に強調され、すべての部落に共通しているかのごとく言われてきた。このような事に対する批判は、ここ数年内にでてきたのではなく、かなり前から指摘されていたわけですから、最近、奥田家文書等の資料などとともに、そういう問題がもっと強く出てきた。たとえば、江戸時代において部落は死牛馬の処理等々で、まったく農業に従事していなかったというような記述や説明がまだ広くおこなわれている。しかし奥田家文書等で明らかのように、農業にどういふ形でかかわってきたのかは問題ではありませんが、少なくとも農業に従事していたのです。生産的な活動にも加わっている事実がある。にもかかわらず差別されている。そのこの意義は、部落を日本の社会全体の中で位置づける作業が今まで欠けていた。部落だけの生活が低いという見方はなく、日本の勤労人民全体が生活を保障されず、苦しい生活をしいられたために、部落は、その集会的表現として収奪されたのだという見方が必要ではないか。二点目は、部落を主要な生産関係か

した。

四、第四分科会（文化・歴史）

現在、人間の改定作業が終ったのにもない、児童文学部会に発展し、児童文学の想像にも取りこんでいるという報告がありました。伝承部会は、非常に困難な状況で部会活動をつづけているわけですが、且塚の盆おどり、和泉の南王子村のふみあわせなどの調査、研究がすすみました。それらは、八月の夏期講座に一定反映される。また歴史でいうと、前近代史部会で部落の起源をめぐるシンポジウムをもち活発な活動をつづけ、今後、江戸時代の部落の経済構造や、幕末の解放運動等の研究をすすめていく。近現代史部会は、今問題になっている。

「国民的融合論」をいろいろ側面から検討していく課題が提起されており、同和教育史の部会は、大阪における同和教育資料集を編集するという大きな試みの中で部会活動も活発にしていく方向がだされています。五つの部会から報告があったわけですが、ども、文学部会からは報告がありませんでした。この事は、今後の部会活動を活発にしていくな必要があると考えます。村田先生がいらしたもので、最近の演劇、映画、音楽を含めた文化活動の状況の報告がありました。また、福岡部落史研究会のほうから、最近のとりくみと今後の方向の報告がありました。部落解放運動史福岡の一〇号、一一号で福岡連隊爆破事件の特集をやられるそうである、その関係の資料、関係者の聞きとりをやりたいものです。協力をお願いしたいとことです。その後で討論に

ら除外されたものとするところら方については批判的に克服されつつありますが、教科書とか解放同盟からだされる文書には、まだまだ通説が克服されていない。なお、歴史のほかに文化・文学について論議がおよびませんでした事をおわびします。